

## 国立大学法人兵庫教育大学基金規則

平成 29 年 2 月 7 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）は、本学の学生、留学生、卒業生・修了生及び教職員に対する支援並びに教育研究環境の整備・充実等を図ることにより、一層の教育研究活動の推進に資することを目的として、国立大学法人兵庫教育大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 学生への修学支援事業

経済的理由により修学困難な学生に対する授業料の減免、奨学金の貸与及び給付、海外留学に係る渡航費用の一部補助並びにリサーチ・アシスタント又はティーチング・アシスタントとしての雇用

(2) 学生への育英事業

成績が優秀な学生（第 1 号により、奨学金の貸与又は給付の対象となる者を除く。）に対する奨学金の給付

(3) グローバル化推進事業

学生（第 1 号により、渡航費用の一部補助を受ける者を除く。）の海外留学に係る渡航費用の一部助成及び外国人留学生に対する奨学金の給付

(4) 本学の教員又は大学院生に対する研究支援事業

本学の教員又は大学院生に対する研究支援

(5) 卒業生・修了生との連携活動事業

本学の卒業生・修了生と連携した研究活動への支援

(6) 教育研究環境整備事業

教室、学生宿舎等の施設・設備の整備及びその他教育研究環境の整備

(7) その他基金の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 3 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(基金の運営)

第 4 条 基金は、基金への寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 運営に関する重要事項は、第 7 条に定める国立大学法人兵庫教育大学基金運営委員会の議を経て、学長が定める。

(特定基金)

第 5 条 第 2 条に定めるほか、特定の目的の事業を実施するため、基金に特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金に対し、基金から資金を配分することができる。
- 3 特定基金に関する事項は、別に定める。

(基金の管理)

第6条 基金の管理は、国立大学法人兵庫教育大学会計規則（平成16年規則第18号）第5条第1号に定める出納役が行う。

- 2 出納役は、基金の会計に関する業務を総括するとともに、毎事業年度終了後、速やかに前年度の決算を行い、第7条に定める国立大学法人兵庫教育大学基金運営委員会の議を経るものとする。
- 3 第2条第1号に掲げる事業に充当する資金は、他の号に掲げる事業に対する寄附金と区分して、修学支援事業資金として個別に管理しなければならない。

(運営委員会)

第7条 本学に、国立大学法人兵庫教育大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

- 2 運営委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 4 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 基金の受入れ及び運用に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

(事業の決定)

第8条 第2条に掲げる事業のうち、各事業年度において実施する事業及びその対象については、基金への寄附金の受入れ状況を踏まえ、運営委員会において審議の上、国立大学法人兵庫教育大学学則(平成16年学則第1号)第20条に定める役員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 運営委員会は、各事業年度において実施する事業の対象となる候補者等の選考及び推薦を学生委員会等に依頼することができる。

(寄附の申込み)

第9条 寄附の申込み手続は、別に定める。

(受入れ審査)

第10条 寄附の申込みがあったときは、第12条に定める受入れ条件を審査するものとする。

(基金への受入れ)

第11条 基金への寄附金の受入れは、学長が決定する。

2 寄附金の収納があったときは、寄附金申出額と収納額を照合の上、速やかに別に定める領収書を寄附者に交付するものとする。ただし、継続して交付する必要がある場合は、寄附した日の属する年の12月にまとめて交付することができる。

(受入れ条件)

第12条 次に掲げる条件の付された寄附は基金に受入れることができないものとする。

(1) 学術研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡又は使用させること等、寄附者に対して寄附の対価として、何らかの利益又は便宜を供与すること。

(2) 使用した寄附の経理について、寄附者が会計検査を行うこと。

(3) 寄附を受入れることにより著しく財政負担が伴うこと。

(4) 寄附者からの寄附申込み後、寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、教育研究上支障があると認められること。

2 用途には、基金事業の運営に係る管理的経費を含むものとする。

(顕彰)

第13条 基金に寄附を行った個人、団体又は企業等に対して顕彰するものとする。

2 前項の顕彰に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

(用途の特定)

第14条 寄附金の受入れの決定に当たり、寄附者からあらかじめ用途に関し、意向を聞くこととする。

2 寄附者が用途を特定しない場合は、学長がこれを特定する。

3 前2項の場合において、学生を支援する事業に充当する目的と特定された寄附は、第2条第1号の事業に充てる修学支援事業資金として個別に整理しなければならない。

(用途の変更の禁止)

第15条 第2条第1号に規定する修学支援事業資金として受入れた寄附の用途は、変更することができない。

(受入状況の報告)

第16条 基金の受入れ及び払出状況を記録するとともに、月毎に収支の状況を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(事業報告)

第 17 条 学長は、毎事業年度終了後、基金の収支状況及び事業の実施状況を寄附者に報告するものとする。

2 前項の報告は、本学のホームページ及びその他適宜の方法をもって行うものとする。

(基金事務室)

第 18 条 基金に関する業務を円滑に行うために、国立大学法人兵庫教育大学基金事務室(以下「基金事務室」という。)を置く。

2 基金事務室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報等の募金活動業務
- (2) 基金の受入業務
- (3) 基金事業の実施に関する業務
- (4) 運営委員会の補助業務
- (5) 関係各課等及び関係委員会等との連絡調整業務
- (6) その他基金事業に関する業務

3 基金事務室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課所属の職員 2 人
- (4) 財務課所属の職員 2 人
- (5) 学生支援課所属の職員 1 人
- (6) 都道府県連携推進本部事務局所属の職員 1 人
- (7) その他学長が必要と認めた者

4 基金事務室に室長を置き、総務部長をもって充てる。

第 19 条 寄附金等の受入れ及び管理については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人兵庫教育大学寄附金受入及び経理事務取扱規程(平成 16 年規程第 63 号)等の定めるところによる。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

2 兵庫教育大学教育研究振興基金規則(平成 18 年 6 月 15 日規則第 2 号)は、平成 29 年 2 月 7 日をもって廃止し、同規則に基づき個人、団体又は企業等から提供された寄附金及びその運用による果実は、第 1 条に定める基金に承継する。